

## いじめが背景にある自殺事案の御遺族からの意見

項目	意見（主なもの）	現行制度
基本方針、 いじめ対策組織	○ 地方いじめ基本方針を義務化すること。	○法第12条では努力義務。 ○基本方針において「 <u>地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、（中略）地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましい。</u> 」と規定。  <参考> 地方いじめ防止基本方針の策定状況（平成26年度問題行動等調査等） ・都道府県 策定済；100.0% ・市町村 策定済；63.0% / 策定に向けて検討中；28.0% / 策定するかどうかを検討中；9.1% / 策定しない；0.0%
	○ 学校の常設組織に外部専門家を参加させ、当該組織において、いじめ（軽微なものも全て）の事実確認が行われるようにすること。	○基本方針において「（学校の常設の組織については） <u>必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される</u> 」と規定。
いじめ重大事態に係る調査	○ 重大事態に係る調査の実施主体を地方公共団体の長とすること。	○法第28条第1項では「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け」と規定。 ○基本方針において「従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、 <u>第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。</u> 」と規定。
	○ 重大事態に係る調査組織については、必ず外部専門家が参加することを条文で明確化すること。	○基本方針において以下のとおり規定。 ・「組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦により参加を図ること」

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重大事態に係る調査組織については、遺族の意見を反映した人選となるようにすること。</li> <li>○ 被害者の保護者の知る権利について条文で明確化すること。</li> <li>○ 重大事態に係る調査結果について、保護者は、適切に情報提供を受ける権利を有することについて規定すること。</li> <li>○ 調査において実施されたアンケート結果等について被害側が情報提供を受けることができるようにすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本方針において以下のとおり規定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要</u>」</li> </ul> </li> <li>○ 法第28条第2項において「(重大事態に係る調査を行ったときは) 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定。</li> <li>○ 基本方針において、「背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。」</li> </ul>
いじめ重大事態に係る再調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体の長による重大事態に係る再調査について、一定の要件を満たす場合（被害者からの申し立てにより重大事態の再調査の必要性が疎明された場合等）には、地方公共団体の長は必ず実施しなければならないようにすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法第30条では、地方公共団体の長は、「(重大事態の調査結果の報告)に係る<u>重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、</u>附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。」と規定。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめを行った児童生徒に対する罰則規定を設けること。</li> <li>○ いじめへの対処において、不適切な対応（法律に則った対応を行わなかった等）をとった教職員に対する罰則規定を設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法第25条において、<u>いじめを行う児童等に対する懲戒</u>について規定。</li> <li>○ <u>公立学校の職員の場合、法に基づくいじめ防止等に係る対応への違反は、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分の対象となり得る。</u></li> </ul>

法：いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、基本方針：「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日・文部科学大臣決定）